「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書

平成22年1月に内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」は、国連の障害者権利条約の批准及び障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書をもとに、国内法の整備を進めるために議論してきたところである。

平成22年4月には、この推進会議の下に、全国の障がい者・支援者団体の代表等55名が参加した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」を平成25年8月までに制定するための検討が精力的に重ねられてきた。そして、55人の総合福祉部会委員の総意として、平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(骨格提言)」がまとめられた。

骨格提言は、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という合言葉を基に、障がい者を保護の対象から権利の主体へ転換することを求め、地域で自立した生活を営む障がい者の基本的権利を明確に打ち出している。

よって、国においては、障がい者が基本的人権を享有する個人として尊重され、他の者との平等が保障される社会を構築するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成23年8月30日に55名の全委員一致でまとめられた、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言~新法の制定をめざして~」を尊重した障害者総合福祉法を確実に制定すること。
- 2 障害者総合福祉法において、障がい者の自立した地域生活が可能となるよう、質的・量的に充実した障がい者福社施策の予算を確保し、その提供体制 を確立すること。
- 3 障害者総合福祉法制定に当たり、障がい者福祉制度を充実させるため、地 方自治体の財源を充分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

衆 院 長 議 議 院 参 議 議 長 大 内 閣 総理 臣 あて 厚 労 大 生 働 臣 内 閣 官 房 長 官

福島県議会議長 斎藤健治